

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	株式会社たけびし
【英訳名】	TAKEBISHI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤原 宏之
【本店の所在の場所】	京都市右京区西京極豆田町29番地
【電話番号】	075(325)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営戦略室長 小倉 勇
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区西京極豆田町29番地
【電話番号】	075(325)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営戦略室長 小倉 勇
【縦覧に供する場所】	株式会社たけびし大阪支店 (大阪市北区堂島二丁目1番27号) 株式会社たけびし東京支店 (横浜市港北区新横浜三丁目18番16号) 株式会社たけびし名古屋支店 (名古屋市中村区名駅三丁目8番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第126期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の招集権者及び議長について、取締役会規則に定めることを明確にすることにより、取締役会の運営の柔軟性を確保する為、定款第24条を変更する。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として岩田武久、藤原宏之、高瀬和彦、松木明、橋本之博、亀井孝、小倉勇及び森日出樹の8氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として飯塚丈志氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として酒井進及び益川教雄の両氏を選任する。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することに伴い、重任の取締役7名及び在任中の監査役1名に対して、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給する。その支給の時期については、各取締役または監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額300百万円以内に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	120,890	237	0	(注)1	(注)4 可決(95.13%)
第2号議案				(注)2	(注)4
岩田 武久	120,830	297	0		可決(95.08%)
藤原 宏之	120,786	341	0		可決(95.04%)
高瀬 和彦	120,968	159	0		可決(95.19%)
松木 明	120,975	152	0		可決(95.19%)
橋本 之博	120,970	157	0		可決(95.19%)
亀井 孝	120,968	159	0		可決(95.19%)
小倉 勇	120,973	154	0		可決(95.19%)
森 日出樹	116,336	4,791	0		可決(91.54%)
第3号議案				(注)2	(注)4
飯塚 丈志	115,886	5,240	0		可決(91.19%)
第4号議案				(注)2	(注)4
酒井 進	120,973	154	0		可決(95.19%)
益川 教雄	115,883	5,244	0		可決(91.19%)
第5号議案				(注)3	(注)4
	118,696	2,431	0		可決(93.40%)
第6号議案				(注)3	(注)4
	120,736	390	0		可決(95.00%)

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

4 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以上